

筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト(NipCA)」主催

公開講演会シリーズ 「中央ユーラシアと日本の未来」

第22回

「やさしい言語」はだれのため？
-ドイツのLeichte Sprache(やさしいことば)から考える-

上智大学 外国語学部 ドイツ語学科 教授 木村 護郎クリストフ

Supported by  日本財団 THE NIPPON
FOUNDATION

2021年5月

筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト(NipCA)」主催

公開講演会シリーズ

「中央ユーラシアと日本の未来」

第22回

「やさしい言語」はだれのため？

ードイツのLeichte Sprache(やさしいことば)から考えるー

上智大学 外国語学部 ドイツ語学科 教授 木村 護郎クリストフ

講演会シリーズ「中央ユーラシアと日本の未来」の 講演会記録(第22回)の刊行に寄せて

白山 利信

筑波大学人文社会系教授・NipCA プロジェクト実務責任者
グローバルコミュニケーション教育センター長

今年度で3年目を迎えた筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト (NipCA)」は、2019年1月、文部科学省「大学の世界展開力強化事業 (ロシア)」の本学の採択事業「ロシア語圏諸国を対象とした産業界で活躍できるマルチリンガル人材育成プログラム」(2014-2019)の成果とノウハウを引き継ぎ、新たなミッションを担ってスタートしました。初年度を成功裏に締めくくるべく残された事業案件を進めていた2020年春、新型コロナウイルスのパンデミックという事態に突然見舞われ、その時点で予定していた研修事業や国際学会は中止せざるを得ず、次年度の計画のすべてが変更を余儀なくされました。その後、新型コロナウイルスが収束しない中で、活動形態をオンラインに切り替え、派遣・受入事業を除けば、初年度以上のプロジェクト活動を推進することができました。NipCA プロジェクト主催の公開講演会「中央ユーラシアと日本の未来」シリーズもそうした事業のひとつで、Zoomによるオンライン開催に切り替えて行いました。オンラインという形態によって聴講者数が増加し、毎回60～80名あまりの聴講者に参加していただきました。聴講者から講演内容が素晴らしいので、冊子として読みたいとの多くの声を頂戴しました。そこで、本プロジェクトの社会貢献の一環として、講演会記録冊子として刊行することにしました。

本冊子に収められているのは、通算で第22回目になる「中央ユーラシアと日本の未来」公開講演会「<やさしい言語>はだれのため?—ドイツのLeichte Sprache(やさしいことば)から考える」の全体を収録したものです。講師を務めていただいた、上智大学外国語学部ドイツ語学科教授の木村護郎クリストフ先生に深く感謝申し上げます。言語社会学を中心に幅広いご研究をされている木村先生はご著作も多く、近年では、『節英のすすめ：脱英語依存こそ国際化・グローバル化対応のカギ』(萬書房、2016年)や『多言語主義社会に向けて』(くろしお出版、2017年)といったご著書において、言語使用のあり方と言語の多様性をめぐる斬新な論考を發表されています。今回のご講演は、「やさしい日本語」とLeichte Sprache、すなわち「やさしいドイツ語(やさしいことば)」との比較・対照に重点を置いたものです。「やさしい日本語」は、主に地震、河川の氾濫、津波などの緊急時に発出された情報を在留外人住民に届けるために使用されています。それに対して「やさしいドイツ語(やさしいことば)」は、外国人住民ではなく、学習障害者や認知症患者など社会生活に困難を抱えている自国民を支援するために使われています。両者のどこが似ていてどこか異なるのかについて、それぞれが成立した歴史的背景、制度上の違い、日本人とドイツ人の国民性等の観点からわかりやすく瑞々しい視点からお話していただきました。ご講演の最後には、「やさしい言語(やさしいことば)」の国際比較という研究ビジョンも提示されました。これは、日本の言語政策研究の新しい流れが生まれる可能性を意味しています。本邦初の発表内容という点で、本冊子の持つ学術的意義が広く認識されることを確信します。またそれと同時に、本冊子の内容が、言語的マイノリティーのための言語政策への有益なヒントを数多く含んでいるという意味においても、大きな社会的意義を有するものと考えます。

今後もNipCAプロジェクトの講演会シリーズ「中央ユーラシアと日本の未来」は、基本的にすべて冊子化を予定しておりますので、どうぞご期待ください。

最後になりますが、日頃から筑波大学NipCAプロジェクトを陰に陽に温かく支えて下さっている公益財団法人日本財団の森祐次常務理事、有川孝国際事業部長、ハフマン・ジェイムズ国際事業部課長、そして日本・中央アジア友好協会(JACAFA)のヴルボスキ京子会長に対して、衷心より厚く御礼を申し上げます。

白山 それでは、定刻になりましたので、第22回「中央ユーラシアと日本の未来」公開講演会を始めさせていただきます。筑波大学人文社会系教授でグローバルコミュニケーション教育センター長をしております、白山利信と申します。また、今日のイベントの主催である筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト」、通称 NipCA プロジェクトの実務責任者もしております。本日の公開講演会は、この NipCA プロジェクトというのが主催組織となっており、また、日本言語政策学会多言語対応研究会の共催で開催するものです。

協力組織といたしましては、日本中央アジア友好協会をはじめ、本学のグローバル・コモンズ機構、SGU 事業推進室、グローバルコミュニケーション教育センター社会貢献委員会、地域研究イノベーション学位プログラム、人文・文化学群、社会・国際学群、そして、白山が研究代表者をしております、JSPS の科研基盤研究 C の「社会実装のための多様なやさしい言語」に関する総合的研究が入っております。公開講演会ということで、この筑波大学 NipCA プロジェクトの社会貢献活動の一環としての位置付けも併せ持っていることも付け加えたいと思います。

筑波大学のこの NipCA プロジェクトでは、中央アジアと日本を自在に行き来し、当該社会の発展のために活躍できる人材育成に取り組んでおります。将来のキャリアパスに役立つようなテーマを選びまして、中央アジア、そしてアゼルバイジャン出身の留学生たち、および日本人学生が、日本の国内事情、中央アジア社会の諸問題、世界の SDGs 達成に寄与する取り組み等をより深く理解するための機会として、「中央ユーラシアと日本の未来」と題する公開講演会をシリーズとして実施しております。22 回目の講演会となる今回は、上智大学外国語学部ドイツ語学科教授で、社会言語学・言語政策分野を中心に国内外でご活躍されている、木村護郎クリストフ先生をお招きいたしました。

それでは、簡単に木村護郎クリストフ先生のご経歴をご紹介します。木村護郎先生は、東京外国語大学外国語学部ドイツ語学科をご卒業された後、一橋大学大学院言語社会研究科修士課程、そして博士課程を修了されました。その後、慶應義塾大学総合政策学部講師を経て、現在、上智大学外国語学部ドイツ語学科の教授として、研究会等でも大変幅広くご活躍されています。

私と木村先生との出会いは、2018 年 6 月に早稲田大学で開催されました日本言語政策学会年次研究大会の

セッションでした。そのセッションは、2016 年に萬書房から出版された木村護郎クリストフ先生のご著書、『節英のすすめ：脱英語依存こそ国際化・グローバル化対応のカギ』という本の内容を議論するために設けられたものです。木村先生は、その著書の中で、「グローバル時代は英語だ」といって追い立てられている国内外、特に日本社会の強迫観念から自由になろう、という重要なメッセージを寄せられておりました。

このセッションに、私も報告者の一人として呼ばれまして、「日本社会の言語教育における〈節英〉教育の可能性を探る」というテーマで発表しました。そこで、英語に従うのではなく、英語を従えるという木村先生の節英の理念を日本社会で広めていく素地を作る方法を考え、特に学校教育の中で、節英教育と、「やさしい日本語」の理念と実践をそれ以外の多様な言語に応用した「やさしい言語教育」の二つを同時に進めていくことが、実は重要なのではないかといった指摘をいたしました。このセッションを通じて、木村先生と私のつながり・接点ができたということです。

木村先生は、「やさしい言語」の一つと言ってもいいと思いますが、「やさしいドイツ語」の研究実践にも取り組んでいらっしゃいます。今日、もしかしたらお話の中で出てくるかもしれません。そのような意味でも、今日のご発表は本当に楽しみであります。

これから講演に入りますが、ご質問やコメントにつきましては、チャットに自由に記入いただいて結構です。今日のこの講演会の内容は、刊行物として出版いたしますので、ご発言される方は、ご所属とお名前を必ず示していただくということで、その点をあらかじめご了承いただきご発言をお願いしたいと思います。

少し前置きが長くなりましたが、それでは木村護郎クリストフ先生、1 時間程度、ご講演のほどをよろしくお願いいたします。

木村 木村と申します。よろしくお願ひいたします。白山先生、ご紹介ありがとうございます。

今、白山先生から話もありましたけれども、チャットのほうに、どうぞ途中でどんどん書いていただければ幸いです。1 時間ほどの話で、その後で質疑がありますが、なるべく質疑では議論といいますか、全体にわたる話ができればと思いますので、ここのところが分からないとか、これはどういうことかといった、内容に関する疑問ですとか質問に関しては、話しながらその都度チャットに書いていただければ、その場で織り込みながら進めることもできるかと思います。顔が見えない人に

向かって話すというこのZoomですが、チャットというかたちで、逆に質問がしやすいという面があります。どうぞよろしくお願いいたします。

今日の話の題名は、「やさしい言語」はだれのため？ -ドイツのLeichte Sprache (やさしいことば)から考える」です。Leichte というのは「簡単」、Sprache は「ことば」ですね。このイラストはドイツの労働社会省、日本で言う厚生労働省みたいなところが出しているやさしいことばの手引きに載っているイラストなんですけれども、このような人たちを対象にしているのがLeichte Spracheです。どういう人を念頭においているのだろうかということを考えながら、聞いていただければと思います。

話の流れとしましては、はじめに「やさしいことば」に私が関心を持った背景をご説明した後で、日本の「やさしい日本語」とドイツのLeichte Spracheの比較をしてみたいと思います。そして、最後にまとめと展望に

移ることになります。

では、はじめに「<やさしいことば>との関わり」ですが、研究、教育、生活のいずれの点においても、私にとって「やさしいことば」との関わりは非常に具体的な、ある意味では切実な課題です。

まず研究面ですが、先ほど、白山先生との出会いにご紹介いただきましたが、2016年に『節英のすすめ』というちょっと変わったタイトルの本を出しました。そこでの問題意識というのは、「オール英語」(English Only)でいいのかということでした。つまり、英語だけで世界中と分かり合おうとするということは、英語なしで国際化しようというのと同じぐらい無謀なのではないかという問題意識でした。「節英」というのは、「節度をもって英語を使う」ということで、ただ英語をなるべく使わないというのではなく、使うのが有意義なところでは使って、使う意味がないところでは使わないという、ある意味では当たり前の話なんですけれども、それがなかなかできていないのではないかと考えてみました。

大きな話になってしまいますが、人間はずっと能力の開発ということを考えてきたと思います。しかし今や、人間の科学技術を考えても、どんどんいろいろなことができるようになっていけばいいというわけではなくて、むしろ、どのようなかたちで自分たちのできることを調節していくか、節制していくかということが問われていると思います。コロナ禍の世界的拡大についても、自然環境への過度な介入や過度のグローバル化が背景にあることが指摘されています。外国語教育もこれまでは「できるようになればなるほどよい」という発想だったのですが、言語能力に関して、あるいは、さらにコミュニケーションを考えると、どんどん能力を発揮すればいいというだけではなく、どこでどのように発揮すべきかをきちんと考える必要がある、ということを考えてわけです。

その際に、言語を用いた国際的な伝え合いについて、3つの可能性を考えました。まず、ネイティブイングリッシュだけではなく、いわゆる国際英語も考える。そして、次に、英語だけではなく、ほかの言語の活用も考える。そして三つ目が、日本語を、いわゆる日本人だけのものではなく、共生言語という言い方がいいか分かりませんが、いろんな背景を持った人と使うことを考えていくということです。この三つ目の点で、「やさしい日本語」に行き当たったわけです。

例えば、日本語話者が日本において異なる言語を話す人とコミュニケーションを取るときには、まずは日本語



話の流れ

1. やさしいことば (やさしい日本語/Leichte Sprache) との関わり
 - 1.1 研究
 - 1.2 教育
 - 1.3 生活
2. 「やさしい日本語」とLeichte Spracheの比較 -ウェブサイトを例に
3. Leichte Spracheの特徴
 - 3.1 組織的な運動
 - 3.2 法的な規定
4. 日独の「やさしいことば」の対応関係
 - 4.1 やさしい日本語と対応するのは？
 - 4.2 Leichte Spracheと対応するのは？
5. まとめと展望

1.1 研究: 「節英」とやさしい日本語

- ▶ 「オール英語」(English Only)でいいのか。

「英語だけで世界中と分かりあおうとするのは、まったく英語なしで国際的な伝え合いをしようと思うのと同じくらい、無謀」
(木村(2016)『節英のすすめ』267-268頁)

- ▶ 節英=「節度をもって英語(言語)を使うこと」
- ▶ 英語をひたすら制限するという発想ではなく、代替できるところでは別の方法で補うことを考えるということ
- ▶ 節英 ≠ 反英語 #節電 ≠ 反電気
- ▶ ⇒21世紀の基本課題としての「能力制御」、「節制」の一環

どのように節英するのか

- ①国際英語・日本的英語
(⇔英米ネイティブ英語)
- ②多言語学習・使用
(⇔英語だけの外国語教育)
- ③共生言語としての日本語
(⇔日本人だけの日本語)

「英語に頼らないコミュニケーション術～やさしい日本語とともに～」
(西東京市保谷駅前公民館主催多文化共生講座 2021年2月14日)

1. 「いつでもどこでも英語」は非国際的態度。英語のみによる外国人への対応は、その裏側で日本社会を閉ざして、多様な世界の現実を目をつぶることもある。
2. 節度のある英語使用(節英)に伴う作法の一つとして<やさしい日本語>を用いるスキルは、日本語話者の「グローバル化対応力」の言語的な一側面である。
3. <やさしい日本語>の促進が日本語のみを強調する「やさしい同化主義」に陥らないためにも、今後、他の言語(教育)との関わりを強めて補い合う可能性を探っていくことが大切。

例: 中1レベルの多言語を！(吉開章(2020)「入門 やさしい日本語」)

日本での国際コミュニケーションの
3つの言語的な基本方針。(木村2016)

多様性と包摂(Diversity & Inclusion: D&I)の観点から

- ①**まずは日本語で**
- ②**できるかぎり相手言語**
- ③**最終手段として英語**

#現在の「グローバリズム」は順序がひっくりかえっている。単一化と排除？



で、そしてできる限り相手言語を使う、そして英語は最終手段なのではないかということを考えました。もちろん、結果的に最終手段として英語を使うことが少なくないにしても、最初から英語だけでいくという発想は、多様性の尊重、および社会への包摂(インクルージョン)という観点から望ましくないのではないかとということになります。

今日も聞いてくださっている岩田一成先生にご紹介ただいて、最近、「英語に頼らないコミュニケーション術」について三つにまとめてお話をすることがあったので、少しご紹介したいと思います。その中で「やさしいことば」が関わってきます。

1点目は、いつでもどこでも英語を使えばいいというのは非国際的な態度であるということです。つまり、英語のみによる外国人への対応は、その裏側で日本社会を閉ざして、また世界の多様な現実、世界の現実が多言語ですから、それに目をつぶることになってしまうのではないかと。2点目は、節度のある英語使用(節英)に伴う作法の一つとして「やさしい日本語」を用いるスキルは、日本語話者の「グローバル化対応力」の言語的な一側面であるということです。そして、3点目が、「やさしい日本語」の促進が日本語のみを強調する「やさしい同化主義」に陥らないためにも、今後、他の言語(教育)との関わりを強めて補い合う可能性を探っていくことが大切ではないかということです。今日も聞いていらっしゃいますが、吉開章さんが『入門 やさしい日本語』という

本の中で、「やさしい日本語」と多言語のつながりについて書かれています。

このポスター、ご覧になった方はいらっしゃいますでしょうか。日本各地の駅などに貼ってあるんですけども、「いろいろなサポート。想いはひとつ」と書いてあります。このポスターの右下に、「お困りの外国人には<May I help you?>のひと声を。」と書いてあります。外国人には英語で声をかけようということを行っているわけですが、これは外国人はみな英語を話す、日本語を話さない、というステレオタイプです。ですから、ポスターの下に、「声をかけるという思いやり。今、広がっています。」と書いてありますが、ちょっと修正して、「英語で声をかけるという思いこみ。今、広がっています。」と言いたくなります。こういう思いこみを考え直したほうがよいのではないかとということが、研究のうえでも一つの検討課題になっています。

次は教育面です。私が勤めている上智大学外国語学部ドイツ語学科では、ドイツ語圏から留学生を受け入れています。では、何語で授業をやるのかという問題が生じるわけです。留学生に限らず、今広がっているのが、英語でやるというEMI(English-Medium Instruction)です。けれども、ドイツ語学科で英語でゼミをやってしまったのは何のためのドイツ語学科かわからないわけです。他方、ドイツ語だけでやってしまうと、今度はドイツからの学生は何のために日本に来たんだろうということになってしまうわけです。

そこで、ドイツ語学科の授業で取り入れたのが、「やさしい日本語」と「Leichte Sprache (やさしいドイツ語)」の併用です。ドイツ語学科には日独比較研究科目という科目群があり、私の場合は日本とドイツの社会を比較するという科目を担当しています。この科目では、ドイツ語学科の学生とドイツ語圏からの留学生が共に学びます。その際、資料を読むことだけでなく考察や議論も、それぞれの学習言語であるドイツ語や日本語で行います。しかし、どちらの言語を使うにしても、一方は母語ではなく学んでいる言語なので、言語能力的に限界があるわけです。そこで、この「やさしい日本語」と「Leichte Sprache」をコミュニケーションスキルの一つに位置付けることを考えたということです。

ただし、大学ですから、「やさしいことば」ということで簡単なことばかり話すわけにいかないで、難しい内容をどうかみ砕くかという、かなり難しい問題に直面することになります。やさしいことばづかいを心がけることによって、日本語母語話者にとっても、ドイツの学生に言いたいことをどのように伝えるか、またドイツの学生も、ドイツ語を学ぶ人に理解されるようにどのようにドイツ語を使うかということ学ぶ場にもなります。そういう意味で、「やさしいことば」は、教育の現場においても大きなテーマになっています。残念ながら、現在はコロナのため留学生が来られないのですが、今後オンライン留学という可能性もあると思います。

最後に、生活面です。私の家族の中でも大学の授業と似たような状況があります。私は母親がドイツ人で、父親が日本人、妻は日本人です。私は子どもとドイツ語で話しています。妻も、話が分かる程度にドイツ語を学んでくれました。そして、私の妹は日本語を学んだドイツ人と結婚しました。日本語を学んだドイツ人とドイツ語を学んだ日本人という組み合わせで家族が形成されることになります。従って、どちらの言語を使うにしてもある程度配慮が必要であるという意味で、私のゼミと同じような状況が家族の中でも展開されています。なので家族の間で、「やさしい日本語」「やさしいドイツ語」が日々向き合う課題になっているということになります。

ここまでは前置きで、ここから今日の本題になります。「やさしい日本語」と Leichte Sprache を見ていく際、手始めにいくつかウェブサイトと比較してみたいと思います。

まず大阪市とハンブルク市です。日本とドイツの代表的な大都市である大阪市とハンブルク市は姉妹都市でもあります。この二つの町において、言語面での取り組み

1.2 教育：上智大学ドイツ語学科における留学生受入れ

▶「日独共学のための『やさしい日本語』の手引き」

冒頭の導入部分より(一部抜粋)

「ドイツ語学科の日独比較研究科目では、学科生とドイツ語圏からの留学生が一つの教室で共に協力し切磋琢磨しながら学ぶことを目標としています。共に学ぶためには、お互いに意思の疎通を図ることが必須ですが、英語を媒介語にするのでは、せっかくドイツ語もしくは日本語を学んでいる意味がありません。また、地域研究においては、対象地域の言語を資料のみならず考察・議論にも使うことで、理解が深まることが期待されます。かといってそれぞれの習得言語であるドイツ語や日本語を自由に操ることはしばしば困難です。」

(つづき)

▶「そこで、日独比較科目では、お互いのコミュニケーションツールとして「やさしい日本語」「leichte Sprache」を留学生と学科生をつなぐコミュニケーションスキルの一つに位置づけ、習得言語の向上だけでなく、授業内容を十分に理解することにも重点を置いて、授業に活用していきます。授業で意識的に両言語を同時使用することで、自他文化への気づきや議論の活発化による相互理解の深化及び異文化間能力の促進・向上を目指します。」

(つづき)

「「やさしい日本語」と聞くと、扱うテーマや内容も簡単でなければいけないと思われがちですが、**難しく複雑な内容でも、相手に分かりやすく、やさしい言葉で説明する**というのも「やさしい日本語」の大切な役割です。」

(つづき)

「やさしい言葉づかいを心がけることによって、日本語学習者にとって日本語で学ぶ間口を広げることができます。しかしそれだけではなく、**日本語母語話者にとっても、言いたいことが異なる背景を持つ人にも伝わるように、聞き手の理解を考えてわかりやすく表現する力を養う**ことは、とても大切なことです。」

1.3 生活：家族における課題



をどのようにしているかということの例を見てみたいと思います。

大阪市のトップページ (<https://city.osaka.lg.jp>) を見ると、すぐ目に入る「緊急情報」という欄に「やさしい日本語」で書かれた情報が掲載されています。さらには、ページの上に「Language」という項目があって、そこを押すと、選べる言語の中に、英語、中国語、ハングル、ベトナム語の次に「やさしい日本語（大阪生活ガイド）」と書かれています。その他、機械翻訳が可能な諸言語もあがっています。「やさしい日本語」のページをみると、かなり充実した内容になっています。災害・事故への備え、交通機関、日本に来たらすぐ役に立つこと、入国後まず知っておきたいこと、在留手続き・パスポート、快適な暮らしのために、子どもを育てる、留学生、病気、暮らしの手続き、諸施設。この項目立てを見ると、「やさしい日本語」が外国出身者を対象として考えていることが見えてくるのではないかと思います。これは、やさしい日本語による情報提供対象者として当たり前のことと思われるかもしれませんが、ドイツを見ると全然違うんですね。次にドイツを見てみたいと思います。

ハンブルク市のトップページ (<http://www.hamburg.de>) では「やさしいドイツ語」はどこにあるのでしょうか。まず「言語」という項目を見ると、ドイツ語と英語の二つとなっています。「やさしいドイツ語」というのはウェブサイトの使用言語の選択には入っていないんですね。トップページの別の位置に Leichte Sprache と Gebärdensprache（手話）と書いてあります。Leichte Sprache のアイコンをクリックすると、「やさしいことばによる情報」というページが出てきます。最初に書かれているのは、大阪市と同じで、今は何よりもまずコロナが大事ですので、コロナ情報です。その次を見てみると、コロナの後は、「やさしいドイツ語のページによるこそ」、「私たちがやさしいページを作っています」というこのページ自体の趣旨説明。続いて、余暇、自由時間にハンブルクでこういうことができますということが

載っていて、町の中の公園や音楽学校、スポーツなどの情報です。「やさしいことば」版と元の文章がそれぞれ読めます。次の項目が政治です。ハンブルクにおける政治がどうなっているか。市役所や議会、税金、政治教育などの情報です。それから役所案内。出生届、住まい、パスポート、ハンブルクに引っ越してきたときの住民登録の仕方など。学校、警察、法律、交通といったさまざまなハンブルクの役所のサービスも載っています。

では、このような情報は誰のために出されているのか。このページの趣旨説明をみると、「やさしいことばは学習困難や障害のある人のために作られました」と書かれています。

次に、同じように、日本とドイツの首都のウェブサイトの比較をしてみましょう。東京都のホームページ (<https://www.metro.tokyo.lg.jp/>) を見ると、言語選択のできるページで「東京都公式ホームページでは英語、中国語、韓国語のサイトを用意しております。」と書いてあります。そしてこの3言語の下に「やさしい日本語」があります。このページのURLは <https://www.metro.tokyo.lg.jp/foreignlanguage.html> です。つまり foreign language という分類の中に「やさしい日本語」が、説明なしにさりげなく入っている。このページから各言語によるページに飛ぶことができますのですが、「やさしい日本語」というページに飛ぶと、「やさしい日本語（にほんご）・キッズコーナー」という題名のページになっています。ウェブサイトのURLも、kids と書いてあります (<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/koho/kids/kids.html>)。つまり、「やさしい日本語」は、最初は「外国語」に含まれていたけど、今度は「子ども」と一緒の分類になっているわけです。それぞれ、「外国語」、「子ども」のページが先にあって「やさしい日本語」が後から加わったのでこのようなURLになっていると思うのですが、こういう独特な位置付けになっています。ただし「やさしい日本語（にほんご）」という項目で書かれている内容は、「外国人（がいこくじん）





のための生活(せいかつ)ガイド」「災害時(さいがいがいじ)の外国人支援(がいこくじんしえん)」「外国人(がいこくじん)のための防災訓練」といった具合で、子供向けという感じではありません。その下に、「キッズコーナー」が別項目として立てられています。

では、ドイツの首都ベルリン(<https://www.berlin.de/>)はどうかということを見てみますと、選択できる言語はドイツ語、英語、フランス語、イタリア語になっていて、ハンブルクと同じように「やさしいことば」は言語の一覧にはありません。市政府のさまざまな部局(全てではない)の Barrierefrei (バリアフリー) というアイコンをクリックすると、Leichte Sprache (やさしいことば)と書いてあるページがあり、それぞれの部局についてやさしいことばで説明しています。市のトップページから Leichte Sprache という語で検索すると、一番最初に挙げられる部局が健康社会局で、市長のページ、環境交通気候保護局が続きます。これらのページには、丸いマークが付いています。これについては、後で改めて述べたいと思います。

ここまでで、日独の違いが既に見えてきたと思いますが、確認のため、コロナに関する一般的な情報がやさしいことばで記されたサイトを検索してみましょう。日本語で「コロナ やさしい日本語」で検索エンジンにかけると、最初に出てくるのは自治体国際化協会です。その多文化共生ポータルサイト(<http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/>)というところにコロナ関連の情報のまとめが書かれています。

一方、ドイツ語で Corona Leichte Sprache と検索すると、ダウン症の人に関わる人々が作った、CORONA LEICHTE SPRACHE(コロナ やさしい言語)というサイトが真っ先に示されます(<https://corona-leichte-sprache.de/>)。このサイトにはコロナ関連の各種情報の他、DOLMETSCHEN(通訳)というページがあり、コロナに関して情報を知りたい人がいたら、ここに連絡をすると「やさしいことば」に口頭でも通訳してくれる、



ないし、医療機関とかで「やさしいことば」との通訳をしてくれると書いてあります。なお、ここには、さきほどとは別の「やさしいことば」認証マークがついています。

だめ押しでもう一つ確認します。「やさしい日本語」について取り組む官庁を見てみますと、日本では出入国在留管理庁が文化庁と共に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を出しています。ドイツでは、連邦労働社会省、つまり厚生労働省に当たるところに Was ist Leichte Sprache (「やさしいことば」とは何か)という案内が載っています。

以上の比較から、「やさしいことば」は日本の場合は出入国管理ないし多文化共生、ドイツの場合は障害者などを念頭においた社会福祉という枠組みであるという違いが明確になったと思います。つまり、位置付けが全く異なっています。

やさしいことばの趣旨を説明する文献でもこの違いが確認できます。庵編著(2020:i)では、「やさしい日本語」の意義として、第一に外国人に対する情報提供を挙げたうえで、それ以外の要素として、地域社会の共通語、外国にルーツを持つ子どもやろう児に対する日本語教育、障害を持つ人に対する情報保障、一般の日本語母語話者にとって「日本語の表現」を考え直すきっかけということを挙げています。他方、ドイツで Leichte Sprache を推進している主要団体のウェブサイト(<https://www.leichte-sprache.org/das-ist-leichte-sprache/>)では、学

習困難者を一番先に対象としてあげて、それ以外にドイツ語以外の言語を子どものときに学んだ人、さらに認知症の人をあげています。順番と重点の置き方が日本とドイツではかなり違うということがお分かりいただけるかと思えます。

このことは、経緯が違っていることから説明できます。日本の場合は、阪神・淡路大震災が大きなきっかけで、災害など緊急時の外国出身者への情報提供のためのやさしい日本語というかたちで提案されたものが広がっていった結果、日本では多文化共生の中に位置付けられているということになります。

それに対してドイツの場合は、アメリカの Easy Read という学習障害者のための人権運動から始まったものがドイツにも入ってきて、それがドイツでは「やさしいことば」というかたちで展開されたということになります。ですから、ドイツにおいてはバリアフリーの一環として行われているわけです。ドイツでは「やさしいことば」を車椅子と比較することがあります (<https://www.uni-hildesheim.de/leichtesprache/ueber-leichte-sprache/faqs/>)。つまり、歩行に困難がある人に車椅子が用意されるように、言語的に社会的な困難を抱えさせられている人に対してこの「やさしいことば」を提供するということになります。ですから、「やさしいことば」は言語面における車椅子のような存在であるという、日本ではあまり聞かないような論理がドイツではみられるということになります。

ちなみに、学習障害者人権運動は日本にも入ってきたんですけども、日本では「やさしいことば」という方向にいかなかったようです。ここはちょっと注目すべき点です。ドイツでは言語面がかなり主要な動きになっていったのに対して、日本では言語ではない面での動きが中心になって障害者の人権問題が主張されるようになったという違いがあると思います。

ドイツの「やさしいことば」の特徴について、日本ではオストハイダ (2019) と菅谷 (2020) にそれぞれ要点が紹介されていますが、ここではもう少し広く、誰のためかという観点から日本の「やさしい日本語」と比較してみたいと思っています。

では、実際に具体的にどういう違いがあるのかということで、ドイツの特徴からを見ていきたいと思います。ドイツの特徴は、まず一つは組織的であるということ、そして、二つ目が法的な根拠があるということです。もちろん組織的な運動があった成果として法的な位置付けが得られたわけです。

組織的な面を見てみますと、アメリカの People First という動きがドイツにも入ってきて、Netzwerk People First Deutschland (ドイツ・ピープルファースト・ネットワーク) が設立されました。このあたりの事情は、菅谷 (2020) が詳しく紹介していますので、そのまま参照します。『やさしいことば辞典』を作った難しい単語の言い換えを提示するという動きから、法制化を求めて請願活動をもして、実際に実現するということです。

だれのためか

やさしい日本語 (産福著 2020)

「外国人に対する情報提供は「やさしい日本語」の重要な側面ですが、「やさしい日本語」にはそれ以外にも、」

- ・地域社会の共通語
- ・外国にルーツを持つ子どもやろう児に対する日本語教育
- ・障害を持つ人に対する情報保障
- ・一般の日本語母語話者にとって「日本語の表現」を考え直すきっかけ

Das ist Leichte Sprache (Netzwerk Leichte Sprache) <https://www.leichte-sprache.org/de/ist-leichte-sprache/>

Viele Menschen mit Lern-Schwierigkeiten finden Leichte Sprache gut.
Leichte Sprache kann auch anderen Menschen helfen.
Zum Beispiel:

- ▶ Manche Menschen haben als Kind eine andere Sprache gelernt.
Jetzt lernen diese Menschen auch Deutsch.
Leichte Sprache kann diesen Menschen am Anfang beim Lernen helfen.
- ▶ Manche Menschen haben die Krankheit Demenz (認知症) Diese Menschen verstehen durch ihre Krankheit manche Dinge nicht mehr so gut.
Menschen mit Demenz können Leichte Sprache oft noch lange verstehen.

胎言語話者
学習困難者

3. Leichte Spracheの特徴

3.1 組織的な運動

- ▶ 2001年に学習障害者を代表する協会、Mensch zuerst – Netzwerk People First Deutschland設立
- ▶ PFDは国内のLS運動の先頭に立って尽力した。PFDが残した成果では、とりわけ次の3つが注目される。
- ▶ 2000年と2008年に難しいことばをLSに書き換えるための『やさしいことば辞典』を出版する(2009年、PFDはこの功労を評価され、エーバーハルト・シェック財団から「ドイツ語文化賞」を授与されている)。
- ▶ LSの法制化を求めて、活発な請願活動を実施した。
- ▶ LSの作成過程で少なくとも二人の当事者がテキストを点検する方式を提案・実行した。(菅谷2020)

取組の経緯

やさしい日本語

- ▶ 1995年1月17日の阪神・淡路大震災がきっかけ

鍵語: 多文化共生

Leichte Sprache

- ▶ 1990年代 学習障害者人権主張運動 ←アメリカのEasy Read

鍵語: バリアフリー

車いすとしてのやさしいことば
<https://www.uni-hildesheim.de/leichtesprache/ueber-leichte-sprache/>



※ドイツの「やさしいことば」の紹介: オストハイダ2019(一側面)、菅谷2020(ドイツの特徴)
→ なるべく広い動きを含めて、「だれのためか」という観点から日本と比較

- ▶ 2006年、ドイツでは「やさしいことばネットワーク」(Netzwerk Leichte Sprache; NLSと略す) が結成されている。PFDのほか、カリタス会などの民間福祉事業団が運営する各地の事業所、知的障害者の親の会であるLebenshilfe、その他、LSの運動に携わってきた団体や個人
- ▶ NLSは現在までに2つの重要な功績を残している。一つは障害のある当事者がLSの制作プロセスに参加するというPFDの方法を継承・定着させたこと、もう一つはLSに関するガイドラインを公表し、LSの規格化を推進したことである。(…)つまり、LSの社会への浸透は当事者にわかりやすく情報を提供するという意味だけではなく、知的障害者の雇用を支援・拡大させるという一箭双雕の狙いをもっているのである。(菅谷2020)

2006年にはNetzwerk Leichte Sprache (やさしいことばネットワーク)という、関連団体や個人の連合ができて、これが現在まで中心的になっています。大事な点は、やさしいことばの社会への浸透は、当事者に分かりやすく情報を提供するという意味だけではなく、知的障害者の雇用を支援・拡大させるということも含まれているということです。

これはどういうことかという、「やさしいことば」の専門家は学習困難者であるということです。つまり、自分が分かるか分からないかというのが分かるわけですから、当事者が判断をするということで、いわば言語品質の検査官の役を、学習困難者ないし知的障害者が、そのための訓練を受けてといますか練習をして行うということが大きな特徴になっています。

その特徴を明確に物語る違いが、日独それぞれで何を重要だと思っているかということになると思うんですね。日本においては、近年、「やさしい日本語」にとって重要なのは、技術ではなくマインドであるということが強調されています(庵編著2020:58)。これはマニュアルで置き換えて済ませばいいという発想を避けるために言われていることだと理解しています。逆に、ドイツでは、「確固たる規則」があることを強調するのです(<https://www.leichte-sprache.org/das-ist-leichte-sprache/>)。この確固たる規則のなかでも最も重要な規則は何かというと、当事者が検査をすることであると書かれています。学習困難者が検査員になって検査を行うことで品質が保

証されることが、最も重要な項目として挙げられているわけです。

こうして、例えば上で挙げたようなマークを付けることが検査済の品質保証になるわけですね。ベルリン市役所のやさしいことばのページには、個別の情報に入る前に、導入部分で、「やさしいことばの情報はやさしいことばネットワークの規則に従って翻訳されました。学習困難のある人がこの情報が分かりやすいかを検査しました。」(Die Informationen in Leichter Sprache wurden nach den Regeln vom Netzwerk Leichte Sprache e.V. übersetzt. Menschen mit Lernschwierigkeiten haben die Informationen auf Verständlichkeit geprüft.)と記されています(<https://www.berlin.de/rbmskzl/leichte-sprache/artikel.20375.de-plain.php>)。

ほかにも別の団体による別基準のマークもあります。オーストリアの場合は、CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)のレベル(A1, A2, B1)でどの程度読みやすいかということ判断するようなことも行われています。研究者からは、その妥当性への疑問もありますが。

研究者からは、あまりにもいろんな基準があつてよく分からないということで、wissenschaftlich geprüft,つまり学術的に検査が済んだものであるという認証マークを提供する大学機関も出てきています。このマークが付いたテキストは大学のお墨付きで、学術的に問題がないということがいわれています。

このような組織的な動きが実を結んだ結果、現在、ド

重要なこと

やさしい日本語

「<やさしい日本語>にとって**重要な**のは「**技術**」ではなく、**考え方**(マインド)です。」
(庵編著2020『やさしい日本語』表現事典Ⅱ巻:58)

※マニュアル化による形式的対応の危険

Leichte Sprache

- Für Leichte Sprache gibt es **feste Regeln**. (...)
確固たる規則
- Und die **wichtigste** Regel ist:
- Lassen Sie den Text immer prüfen.
- Im Netzwerk Leichte Sprache gibt es ausgebildete Prüfer und Prüferinnen für Leichte Sprache.
- Menschen mit Lern-Schwierigkeiten** arbeiten im Netzwerk als **Prüfer und Prüferinnen**. **学習困難者が検査員**

Das ist Leichte Sprache (Netzwerk Leichte Sprache) <https://www.leichte-sprache.org/das-ist-leichte-sprache/>

Atempo (オーストリア)

TÜV FÜR LEICHTE SPRACHE

1. Februar 2018 - Wissenschaftlich geprüft

Die Gütesiegel von Ceplus

Manche kennen den TÜV vom Auto:
Der TÜV prüft ob das Auto in Ordnung ist.
Der TÜV prüft nicht nur Autos.
Der TÜV hat auch ein Leichte Lesen Gütesiegel geprüft.

<https://hurraki.de/blog/tuev-fuer-leichte-sprache/>

Netzwerk Leichte Sprache

Gütesiegel für Leichte Sprache

Zur Qualitätssicherung von Texten in Leichter Sprache gibt es unterschiedliche Siegel von verschiedenen Institutionen.

Die Siegel bescheinigen die Anwendung von Standards, die von den jeweiligen Institutionen entwickelt wurden.

Das bekannteste Siegel für Texte in Leichter Sprache ist das Siegel von Institut Europa.

Mit diesem Siegel dürfen nur Texte gekennzeichnet werden, die nach den Regeln von Institut Europa erstellt und von mehreren der dortigen Menschen mit Lernschwierigkeiten auf Verständlichkeit geprüft wurden.

Die Gütesiegel für Leichte Sprache der Universität Hildesheim hat zwei TÜV-Siegel für die Leichte Sprache herausgegeben.

Das Gütesiegel für Leichte Sprache der Universität Hildesheim hat zwei TÜV-Siegel für die Leichte Sprache herausgegeben.

<https://www.leichte-sprache.org/qualitaet/>

<http://www.verbund-leichte-sprache.de/ueber-sprache/>

Leichte Sprache - Wissenschaftlich geprüft

Wissenschaftliche Prüfung des Verständlichkeitsgrades von Texten in Leichter Sprache durch die Prüferinnen und Prüfer

Die Prüferinnen und Prüfer sind:

1. Sie prüfen die Texte auf die Verständlichkeitsregeln, Textart, sprachliche Ebene und die Lesbarkeit der Texte.
2. Sie prüfen die Texte auf die Verständlichkeitsregeln, Textart, sprachliche Ebene und die Lesbarkeit der Texte.
3. Sie prüfen die Texte auf die Verständlichkeitsregeln, Textart, sprachliche Ebene und die Lesbarkeit der Texte.

Die Prüferinnen und Prüfer sind:

Prof. Dr. Christian Wolf, Fortbildungszentrum, Institut für Sprachtherapie, Universität Hildesheim

<https://www.uni-hildesheim.de/leichtesprache/forschung-und-projekte/pruefesiegel/>

ドイツでは「やさしいことば」が法律用語にもなっていない（菅谷 2020 に関連法規の一覧がありますので、お示しします）。このように言語の変種が法律用語になっているということは、かなり特殊なことです。ドイツにおいてはそもそも公用語規定が基本法（憲法）にもありません。

法制化の結果、現在ドイツでは、どの政府機関のウェブサイトを見ても、「やさしいことば」は何らかの形で載っているはずですが、これが全く載っていないのは法律違反になるわけです。ドイツの連邦政府のホームページ (<https://www.bundesregierung.de/>) では、言語選択としてドイツ語以外、英語、フランス語が選択でき、別の位置づけとして、手話と「やさしいことば」で情報が得られるようになっています。日本の首相官邸の場合は、日本語以外は英語と中国語です。日独両国とも、国際語としての英語と重要な隣国の言語があるという意味では共通していますが、それ以外に手話と「やさしいことば」が加わったというのが現在のドイツの特徴になります。

ただし、「やさしいことば」で全ての情報を提供することが義務化されているわけではありません。はじめにあげたハンブルクの例はかなり頑張っており多くの情報を載せている例なのですが、ウェブサイトに載っている情報のテーマだけをやさしいことばで列挙するという最低限で済ませている場合もあります。こうして、「やさしいことば」は、表面上はどんどん普及していますが、どこ

まで中身があるかということはかなり差があるという状況です。

やさしいことば公認の背後には何があるかということ、具体的には、一番大きかったのは国連障害者権利条約（2006年）でしょう。その2条で「平易なことば」（英語原文 Plain-language；平易という訳語は障害者権利条約の外務省による訳に基づく）が言及されています。日本ではこの文言をすっ飛ばしてしまったのかもしれませんが、これを真面目にやろうという動きがドイツではみられました。また EU ではネット空間におけるバリアフリー化をめざす動きがみられるのですが、ドイツにおける法的な認知は、その流れも受けています。このように「やさしいことば」の法制化は国連やEUという流れの中で行われているという側面もあります。ドイツ以外のヨーロッパ諸国の状況もみていくと興味深いでしょう。なお、ここでは詳しく触れることができませんが、手話の導入も、障害者権利条約やEUでの動きを反映しているといえるでしょう。

最も明確な法制化は、ドイツの障害者平等法（2002年制定）に、2018年に障害者権利条約にある「平易なことば」（einfache Sprache）とともに「やさしいことば」（Leichte Sprache）も明記されたことです。どちらも直訳すれば「簡単な言語」という意味ですが、後者は修飾語も語頭が大文字表記になっていることから、一般的な意味ではなく、規則化された特定の変種を指すことがわかります。障害者平等法11条では、第一に、公権力の保有者は精神障害のある人とは平易で分かりやすいことばで意思疎通を図らなければならないとあります。それでも理解が十分ではない場合には「やさしいことば」を使うということがいわれています。オストハイダ（2019）はこれを2段階での調整と呼んで、「分かりやすい説明が十分理解されない場合のみ、マニュアル化された「人工言語変種」の性質をもつ「やさしいことば」に頼る」（オストハイダ 2019: 92）と解説しています。

現在、ドイツでは「やさしいことば」や「平易なこと

3.2 法的な規定（菅谷2020による；斜体は木村の補足）

- ・ドイツ基本法(Grundgesetz): 1994 3条3項 障害者差別禁止
- ・社会法典第9編 (Neuntes Buch Sozialgesetzbuch: Rehabilitation und Teilhabe von Menschen mit Behinderung): 13章「社会参加」「手話通訳やその他の適切なコミュニケーション支援」(82項)
- ・障がい者平等法 (Behindertengleichstellungsgesetz) 2002制定、2018修正[2016EU令にもとづいて] (後述)
- ・国連障がい者権利条約 (UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities; UN-Behindertenrechtskonvention) (2006): 2条で「平易な言葉」(Plain-language ...)に言及、ドイツでは2009年批准
- ・バリアフリー情報技術令 (Barrierefreie-Informationstechnik-Verordnung: BITV 2.0) (後述)
- ・ウェブページのアクセシビリティと公的な場でのモバイルアプリケーションのバリアフリー化に関するEU令 (EU Directive on the accessibility of the websites and mobile applications of public sector bodies; EU Richtlinie über den barrierefreie Zugang zu den Websites und mobilen Anwendungen öffentlicher Stellen) 2016

首相官邸と連邦政府のウェブサイト

<https://www.bundesregierung.de/>

バリアフリー情報技術令 (BITV 2.0) 意義と限界

- ▶ 連邦政府は2014年3月22日以降、「内容についての情報」と「情報の見つけ方の案内」、「サイトにある[やさしいことばでの]さらなる情報の案内」を提供することが義務化(いずれも翻訳ではなくLS独自の内容)
- ▶ 限界: LSでの内容の充実を義務化はしていない。情報を「理解できなくても[その存在を]認識できる」原則 (Prinzip „Perzipierbarkeit ohne Verständlichkeit“) (Bredel, Ursula & Maaß 2016: 78)

ば」への翻訳が翻訳者の一つの資格になっているといえます。例えば、ドイツ語協会 (Gesellschaft für deutsche Sprache) という言語団体が行っているように、「やさしいことば」や「平易なことば」への翻訳をしてくれるサービスがあります。そういう研修もあります。英語翻訳者と同じように、私は「やさしいことば」の翻訳者ですとすることができます。そして、それを今度は学習困難者や障害者の人がチェックして認証マークを付けるということで、新しい言語市場が生まれているということになります。なお、「平易なことば」は、ドイツ語を第二言語とする、もしくはドイツ語を学習している人も念頭においていると述べられています (<https://gfd.s.de/leichte-und-einfache-sprache/>)。

このような新しい動き以前から、ドイツでは分かりやすい公文書をめざす動きがみられ、例えばドイツ連邦議会には、1966年から、さきほど述べましたドイツ語協会から派遣された人が「市民に近い行政のことば」(bürgernahe Verwaltungssprache) という観点から文書に手を入れていく体制ができています。2002年には行政として統一した基準ができていますので、ドイツにおける行政文書は、基本的にはこの基準に基づいて分かりやすく作られているはずです。これは、特別な変種としての「分かりやすいことば」に翻訳するというのではなく、最初から分かりやすくするための基準です。

以上をまとめてみますと(表参照)、「やさしいことば」と訳せる Leichte Sprache は、ドイツの場合は、

主に学習困難な人を対象にしていて、対象となる人の範囲は狭いわけです。それに対して「平易なことば」というのは、もっと広い範囲を対象とする。ドイツにいる外国人であるとか、あるいは、機能的な識字に問題を抱えた人、読むのが得意でない人を含みます。そして、「市民に近いことば」はもっと広い人を対象にしています。いわば役所の人以外の一般の人々を広く対象にするわけです。

扱うテーマについては、「やさしいことば」と「平易なことば」は範囲が広いです。その際、「やさしいことば」は社会参加に重点があるのに対して、「平易なことば」は理解度を向上させることに重点があります。そして、「市民に近いことば」は行政文書だけを対象に理解可能性をめざす、つまり一般の人に分かればよいという違いがあります。複雑度は、やさしいことばから市民に近いことばまで、段階的に高くなっていきます。

規則化されているかという観点からすると、「やさしいことば」は厳格に規則化されています。ただし、いくつかの団体によって違いがあって、どのマークを付けるかでかなり基準が違うという問題があると指摘されていますが、少なくともそれぞれの基準があるということです。「平易なことば」については、特に基準がなく、公文書に関してはまた明確な指針があります。複雑度からみると、中間領域は基準があいまいということです。

「市民に近いことば」の公文書は、先ほど見ましたように、翻訳ではなく適宜書き換えて作成するものである

Gesetz zur Gleichstellung von Menschen mit Behinderungen (Behindertengleichstellungsgesetz - BGG) Abschnitt 7, Verpflichtung zur Gleichstellung und Barrierefreiheit
 § 11 Verständlichkeit und Leichte Sprache
 (1) Träger öffentlicher Gewalt sollen mit Menschen mit geistigen Behinderungen und Menschen mit seelischen Behinderungen in einfacher und verständlicher Sprache kommunizieren. Auf Verlangen sollen sie ihnen insbesondere Bescheide, Allgemeinverfügungen, öffentlich-rechtliche Verträge und Vordrucke in einfacher und verständlicher Weise erläutern.
 (2) Ist die Erläuterung nach Absatz 1 nicht ausreichend, sollen Träger öffentlicher Gewalt auf Verlangen Menschen mit geistigen Behinderungen und Menschen mit seelischen Behinderungen Bescheide, Allgemeinverfügungen, öffentlich-rechtliche Verträge und Vordrucke in Leichter Sprache erläutern.
 (3) Kosten für Erläuterungen im notwendigen Umfang nach Absatz 1 oder 2 sind von dem zuständigen Träger öffentlicher Gewalt zu tragen. Der notwendige Umfang bestimmt sich nach dem individuellen Bedarf der Berechtigten.
 (4) Träger öffentlicher Gewalt sollen Informationen vermehrt in Leichter Sprache bereitstellen. Die Bundesregierung wird darauf hin, dass die Träger öffentlicher Gewalt die Leichte Sprache stärker einsetzen und ihre Kompetenzen für das Verfassen von Texten in Leichter Sprache auf- und ausgebaut werden.
https://www.gesetze-im-internet.de/bgg/_11.html

『平等法』第11条(2018)
 「わかりやすさとやさしいことば」
 1. 公権力の保有者は平易でわかりやすいことばで意思疎通を図ることが求められる。
 2. この説明(=意思疎通:カコ内筆者)が十分に達成されないときは、LSを用いて意思疎通を図ることが求められる。
 3. この説明(=意思疎通:カコ内筆者)を実施する上で必然的に生じる費用は当該の公権力の保有者が負担する。
 4. 公権力の保有者はLSをもっと多用して情報を供給することが求められる。(菅谷2020)
 2段階での調整: 「わかりやすい説明が十分に理解されない場合のみ、マニュアル化された「人工言語変種」の性質をもつ「やさしいことば」に頼る」(オストハイダ2019: 92)

「市民に近い行政の言葉」(Bürgernahe Verwaltungssprache)
 Bundesverwaltungsamt 2002基準
 1966- Redaktionsstab beim Deutschen Bundestag (GfdS)

https://www.bva.bund.de/SharedDocs/Downloads/DE/Oeffentlichkeitsarbeit/Buergernahe_Verwaltungssprache_BBB.pdf?__blob=publicationFile&v=5%20%20

4. 日独の「やさしいことば」の対応関係
 4.1 「やさしい日本語」に、より近い対応関係①

「平易なことば」(Einfache Sprache)
 ・ドイツ語を第二言語とする人
 ・学習障害者

<https://gfd.s.de/leichte-und-einfache-sprache/>

ドイツにおける区別(Bock 2014によって一部改訂)

	Leichte Sprache やさしいことば	Einfache Sprache 平易なことば	Bürgernahe Sprache 市民に近いことば
対象となる人の範囲	狭い	より広い	広い
テーマの範囲	広い(社会参加)	広い(理解度向上)	行政文書(理解可能性)
言語的複雑度	もっとも低い	中間	もっとも高い
規範化	いくつかの規則集	特になし	明確な指針
作成か翻訳か	両方	両方	主に作成

のに対して、「やさしいことば」と「平易なことば」は、元の文書を翻訳することもあれば、最初から独自に作成する文書の場合もあります。例えば、連邦政府のウェブサイトの「やさしいことば」のページには、このウェブサイトにはこういう情報があります、あるいは、こういう順番で情報を見ていけばこういう情報に行き当たりますという説明がありますが、このような説明は「やさしいことば」でのみ書かれていますので、「やさしいことば」でない説明はない、という場合もあることとなります。

では、ここまで見てきたようなドイツ語における「やさしいことば」と日本の「やさしい日本語」を比較してみたいと思います。まず、Leichte Sprache がすなわち「やさしい日本語」ではないことは確かでしょう。日本語母語話者でない人の理解度向上をめざすという意味では、einfache Sprache のほうが、むしろ日本の「やさしい日本語」に近い面をもっているように思われます。一方、「やさしい日本語」の場合は、しばしば日本では公用文を分かりやすくするという観点で使われることもあります。例えば、私が住んでいる町田市でも岩田一成先生にご指導いただきまして、「伝わる日本語推進宣言」ということを2018年から行っています。これは、日本語の公文書を分かりやすくするというものです。ですから、もし「やさしい日本語」がこのような側面を含むということであれば、これは、ドイツ語におけるbürgernahe Verwaltungssprache と対応する面もあるということになります。このように、「やさしい日本語」に近いのは、ドイツではむしろ einfache Sprache や bürgernahe Sprache ではないかと考えられます。

では逆に、ドイツ語の Leichte Sprache に対応する日本語の概念は何かというと、実は「やさしいことば」ではなく、「わかりやすい情報提供」の方が近いのではないかと思います。例えば全国手をつなぐ育成連合会というところが出て厚生労働省のウェブサイトにも載っている「わかりやすい情報提供に関するガイドライン」を

見ますと (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/index.html)、ドイツの社会労働省のウェブサイトの『やさしいことばの手引き』(<https://www.bmas.de/DE/Service/Publikationen/a752-leichte-sprache-ratgeber.html>) と非常に似ているんですね。これは、念頭においている対象となる人々が似ているからです。日本の場合、主に知的障害者を対象にしているとしたうえで、外国人、高齢者、子どもにも言及されていますが、ドイツにおいて同じく、主に知的障害者ないし学習困難者を念頭に置いて作ったのが『やさしいことばの手引き』ですので、この二つが実は対応するということになると思います。

そろそろまとめに入りたいと思いますが、「やさしい日本語」と Leichte Sprache を比較しようとする、難しいんですね。つまり、対応していないのです。一見対応しているように見えて、ずれが多次元にわたっているので、比較自体が困難です。まず日本を見てみますと、「やさしい日本語」の対象は外国人が中心で、そこから対象範囲が広がってきた。一方で、わかりやすい情報提供というものも行われてきて、こちらは知的障害者が主な対象です。この二つの流れが今、急接近しているというのが日本の現状ではないかと思えます。打浪(2018:100-101)に書かれているように、外国人向けの「やさしい日本語」と知的障害者向けの「わかりやすい情報提供」が今後お互いにどのように連携していくのがよいのか、というのが日本の課題と考えられます。

4.2 Leichte Spracheに、より近い対応関係

『やさしいことばの手引き』
Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2014)
Leichte Sprache Ein Ratgeber (M.S.14.10.2013 作成)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/index.html
全国手をつなぐ育成連合会 (2015)
障害者差別解消法施行 (2016) を前に作成 (打浪2018: 71, 122, 127)

「やさしい日本語」に、より近い対応関係②

「外国人向けの「やさしい日本語」と知的障害のある人向けの「わかりやすい情報提供」は、今後連携を深えた連携を行うことで、相互に有益な情報として機能するのではないだろうか。」(打浪 2018: 100)

「それらの展開されている分野において重なっていない領域を互いにカバーし合える可能性がある」(同: 100-101)

<https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/gyousei/keisei/nihonngo.html>

5. まとめと展望
やさしい日本語と Leichte Sprache

日本	ドイツ
<ul style="list-style-type: none"> □ やさしい日本語: 外国人が対象の中心 → 範囲拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ Bürgernahe Sprache: 市民に近いことば 広い対象者と狭い使用範囲 (指針明示)
↓ 接近 ↓	
<ul style="list-style-type: none"> □ わかりやすい情報提供: 知的障害者が対象の中心 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ Einfache Sprache: 平易なことば よりしぼられた対象者と広い使用範囲 (奨励)
↓ 接近 ↓	
<ul style="list-style-type: none"> ▷ Leichte Sprache: やさしいことば 狭い対象者と広い使用範囲 (規制化、法制化) 	

35

ドイツの場合も、Leichte Spracheの対象層を、もとの主眼である学習困難者に限らず、より広げて考えることが提起されています。ただしドイツの場合は、概念としては接近するのではなくて切り離すんですね。「やさしいことば」は、広いテーマ範囲での活用のために基準を明確化して規則化していく。それに対して使用範囲を限定した上でより複雑な語彙や文法も含める形で行われているのが「市民に近いことば」。その間にある「平易なことば」も奨励していく。このように概念を切り分けることによってむしろそれぞれの特徴を明確にするという方針を採っているのが、ドイツの現状ではないかと思えます。ですから、日独の概念同士が1対1対応しないのです。

意図される役割も異なります。「やさしい日本語」について、庵編著(2020)で考察されているのは、外国人に対する情報提供のほか、[外国人の]居場所づくり(日本語教育、地域共通語)、バイパス[外国にルーツを持つ子どもの日本語習得支援]、障害を持つ人[特にろう児]の書記日本語教育、日本語母語話者の日本語表現の鏡ということです。それに対して、ドイツの場合は、Leichte Spracheの社会的機能についてのまとめ(Bredel & Maaß 2016: 56-57)では3つ挙げられており、障害者の社会参加が一番先にきています。次に、ドイツ語学習者のためのテキストを作るという意味の学習機能があげられています。これは一見、日本語教育における「やさしい日本語」に対応しているようですが、日本語教育においては「やさしい日本語」を教えることを含むのに対して、ドイツにおけるLeichte Spracheの教育での活用は、学習者が読めるテキストを提供するという限定された意味での「やさしいことば」ということです。3つめは、架け橋機能ということ。これは、「通常の」ことばと、「やさしいことば」の二つの文書形態を行き来できるようにして、例えば、ここは分からないから「やさしいことば」に移るけれども、ここは分かるからまた一般のことばに戻るということを可能にするということ。そういう行き来するようなかたちで架け橋になるのが、この「やさしいことば」の一つの機能であるということがいわれています。特定の人に特定の形態を押し付けて分断しないということ。はじめに紹介したハンブルクのウェブサイトでは、まさにそのような工夫がみられました。

以上のように、日本とドイツでは念頭においている機能、使い方が対応しないんですね。そのまま対応する項目が一つもないと言っていいぐらい違う状況にあるとい

うことを押さえておきたいと思えます。

ある意味でその違いを体現するのがろう者の位置づけだと思います。ろう者の存在というのは、この点からは非常に大事です。ろう者は、言語面でみれば、日本語が母語ではない外国出身者に近い面と、障害者という側面をあわせもつといえます(木村2020)。いわば両方をつなぐ存在となるろう者がどう位置付けられているかということは、「やさしいことば」の位置付けを考える上で大変大事だと思います。

日本の場合、岡(2020)に述べられているように、ろう児教育における「やさしい日本語」と、ろう者の日本語に対する寛容な「優しい日本語」ということが大切な点としてあげられています。「やさしい日本語」の機能に関するさまざまな側面がろう者に集約されているようです。ドイツの場合は、誰を念頭に「やさしいことば」のテキストを作るかという際に、ろう者を基準にすべきだという意見が研究者の間であります。つまり、ろう者を基準にすれば、それがかなり汎用性のある、つまり外国人・障害者どちらにも有効なのではないかということです。日本とドイツでは、「やさしいことば」に対するろう者の位置付けがまたかなり違っている。けれども、どちらも鍵となる位置づけにあるという点では変わらないのが興味深いと思えます。

時間ですので最後のまとめになります。「やさしい日本語」とLeichte Spracheは、具体的な手引きの作成やウェブサイトでの情報提供に採用されていることなど、

意図される機能・内容の違い： 補い合う可能性	
<ul style="list-style-type: none"> やさしい日本語の社会的機能(庵編2020) 外国人に対する情報提供 [外国人の]居場所づくり(日本語教育、地域共通語) バイパス[外国にルーツを持つ子どもの日本語習得支援] 障害を持つ人[特にろう児]の書記日本語教育 日本語母語話者の日本語表現の鏡 	<ul style="list-style-type: none"> Leichte Spracheの社会的機能(Bredel & Maaß 2016: 56-57) 1. 参加機能[とりわけ障害者] 2. 学習機能：とりわけドイツ語学習者[のためのテキスト] 3. 架け橋機能：二つの文書形態の行き来 #特定の形態を押し付けない

焦点としてのろう者(木村2020：外国人と障害者の間) #日独の違いを体現する例	
<p>やさしい日本語</p> <ul style="list-style-type: none"> ろう児に対する「バイパスとしての<やさしい日本語> ろう者の日本語に対して寛容な「優しい日本語」 	<p>Leichte Sprache</p> <ul style="list-style-type: none"> テキスト作成の判断基準としてのろう者(Maaß, Rink & Zehrer 2014) バリア指標の値が最も高い集団(Rink 2018:49)
(岡2020)	

表面的にはすごく似ています。しかしよく見ると、実は「やさしい日本語」に相当する言語社会的な現象はドイツにはないわけです。つまり、外国人に「やさしいドイツ語」で対応しましょうという発想ではないんですね。逆に、ドイツの Leichte Sprache に対応する、つまり法的に根拠付けられた、規則化された体系としての Leichte Sprache というものも、日本にはないわけです。

この違いは、より一般化して考えますと、他の概念でも見られる傾向と対応していると考えられます。以前、共同研究でマイノリティという概念について言語(圏)による意味の違いを比較したのですが、日本では概念の意味範囲が拡大していく傾向がみられるのに対して、ドイツでは意味範囲を限定する傾向がみられました。これをそれぞれ拡散型と限定型と呼んだのですが(岩間/ユ(編) 2007、Kimura 2020)、これと類似する傾向が、「やさしいことば」についても起きているのではないかと思うわけです。

ドイツのような限定型でいくのか、日本のような拡散型でいくのか、どちらがいいのか。これはどちらも功罪があると思います。日本からすると、いろいろな人にさまざまな場面で活用された方がいいので何で限定するのか分からない、という意見もあると思います。しかし、限定することによってある特定の人々の権利がより明確になります。拡散することで権利内容がぼやけてしまうというのが、ドイツで危惧されていることだと考えられます。ドイツでは、限定して定義したからこそ法律化できたと思うので、どちらがいいのかというのは、大変難しい問題だと思っています。

残る疑問としては、なぜ日本では外国人から始まって、ドイツは学習困難者から始まったのかという問題があります。これは単なる偶然と見るのか、もっとそれぞれの社会の特徴が潜んでいるのか。これは、本当は私が答えるべき問いだと思うんですけども、私にはいまだによく分からないところがあって、ぜひ皆さんのご意見もお伺いしたいところです。

さらに考えるべきこととして、書かれたことばが中心なのか、話されたことばも対象になるのかということがあります。日本の場合は、両方を含むし、教育面でも両方を含むと考えられていますが、ドイツではかなり限定されたかたちで、書きことばを中心に考えられています。コロナに関する Leichte Sprache への通訳という例をはじめにあげましたが、あれはどちらかという派生的な特殊例です。むしろ、規則化された「やさしいことば」は、それこそ言語としてかなり学ばないと、話すのはかなり難しいのです。ですから、話すというよりはあまり想定されていないわけです。この違いをどう考えるかは、応用範囲に大きくかかわってきます。

また、最初に白山先生のほうからも言及がありましたが、今後、「やさしいことば」の国際比較研究が大切になってくると思っています。角(2020)では、アメリカの例について多角的に分かりやすくまとめているので、そのような方向性です。ただし、同書では、訳語や日本との違いは今後の課題として残されています。例えば、Plain English は「やさしい英語」と訳されているのですが、著者自身指摘していたように(角 2015)、両者は、そもそもの発生的な起源はちがうが、機能や形状が似ているという意味での相似物であり、同じ概念であるかのように訳してよいのかどうかという疑問もあります。

つまり、確かにアメリカの Plain English と「やさしい日本語」は似ている面もありますが、Plain English はどちらかというドイツの「市民に近いことば」として

問い

- なぜ日本は外国人、ドイツは知的障害者から？
- 書かれたことば中心？ 話されたことばも？

まとめ

- 「やさしい日本語」と Leichte Sprache は、具体的な指針やウェブサイトでの情報提供への採用など、表面的には似ている面が多い。

しかし、

- 「やさしい日本語」に対応する言語社会的な現象はドイツにはない
- Leichte Sprache に対応する言語社会的な現象は日本にはない

⇒概念の拡散型と限定型の違い(岩間/ユ(編) 2007、Kimura 2020)

国際比較のために

Plain English を「やさしい英語」と和訳する提案(130)

「「やさしい英語」と「やさしい日本語」をくらべると、そもそもの発祥地は、前者は法律文書や公的文書、後者は緊急時の文書である。しかしその後の展開をみると、重複する分野がおおい。「やさしい英語」は緊急時の文書にもウイングをひろげてきた。一方、「やさしい日本語」は専門用語のみならず公的文書のかきかえも視野にいれつつある。// こうした点からいえば、「やさしい英語」と「やさしい日本語」とは生物学でいうところの相似物(そもそもの発生的な起源はちがうが、機能や形状が似ている物)といえるかもしれない。「やさしい日本語」との類縁性をしめすうえで、「Plain English」を「やさしい英語」と訳すことはふさわしいはずである。」(角2015:137)

→角(2020): 訳語の問題や日本との違いは今後の課題。

参考文献

鹿功雄編著(2020)『「やさしい日本語」表現事典』丸善
 鹿功雄編著(準備中) [2021] 『「やさしい日本語」の関連領域(仮題)』ココ出版
 岩間映子/ユ・ヒョジョン編著(2007)『マイノリティとは何かー概念と政策の比較社会学ー』ミネヴァ書房
 打波文子(2018)『知的障害のある人たちと「ことば」ー「わかりやすさ」と情報保障・合理的配慮』生活書院
 打波文子(2020)『知的障害者向けの「わかりやすい情報提供」の現状と課題ー医療に関する情報保障に焦点を当てて』『ことばと社会』22号、10-33
 岡典栄(2020)『ろう者(若)と日本語教育』鹿編著、46-49
 オストハイダ・チャーヤ(2019)『「やさしい日本語」から「わかりやすいことば」へー共通語としての日本語のあり方を模索する』鹿功雄・岩田一成・佐藤琢三・柳田直美編『「やさしい日本語」と多文化共生』ココ出版、83-97
 木村護郎クリストフ(2016)『節英のすすめー脱英語依存こそ国際化・グローバル化対応のカギ!』萬書房
 木村護郎クリストフ(2020)『障害者の言語権論の展望と課題[改訂版]』『社会言語学』別冊III、15-33
 香谷 泰行(2020)『ドイツ語圏のやさしいことば』障害学会第17回大会報告、2020年9月19日、<http://www.artsu.com/2020/20200919sv.htm>
 角知行(2015)『「Plain English (やさしい英語)」再考ー文書平易化運動の観点から』『ことばと文学』4:130-138
 角知行(2020)『移民大国アメリカの言語サービスー多言語と「やさしい英語」をめぐる運動と政策』明石書店

- Bock, Bettina (2014)“Leichte Sprache“: Abgrenzung, Beschreibung und Problemstellung aus Sicht der Linguistik, in: Susanne J. Jekat, Heike Elisabeth Jungst, Klaus Schubert, Claudia Villiger (Hg.): *Sprache, barrierefrei gestalten. Perspektiven aus der Angewandten Linguistik*, Berlin: Frank & Timme, 17-51.
- BredeJ, Ursula / Maaß, Christine (2016): *Leichte Sprache: theoretische Grundlagen. Orientierung für die Praxis*, Duden.
- Kimura, Goro Christoph (2020): The Concept of Minority and Minority Policy in Germany 『上智大学外国語学部紀要』(Bulletin of the Faculty of Foreign Studies)54号、45-78.
- Maaß, Christine, Isabel Rink & Christiane Zehrer (2014): Leichte Sprache in der Sprach- und Übersetzungswissenschaft, in: Susanne J. Jekat, Heike Elisabeth Jungst, Klaus Schubert, Claudia Villiger (Hg.), *op.cit.*, 53-85.
- Rink, Isabel (2019): Kommunikationsbarrieren, in: Maaß, Christiane/ Rink, Isabel (Hg.): *Handbuch Barrierefreie Kommunikation*, Berlin: Frank und Timme, 29-65.

生まれたものに近いわけです。その点、日本の「やさしい日本語」は外国人を念頭において出発しているので、焦点が異なる面があります。このような違いと共通点を押さえていくことを今後考えることが有意義ではないかと思っております。

ドイツのほうでは、今もまだ新しい展開が起こりつつあって、今日ご紹介した分類とは異なる概念区別もみられるのですが、今日は基本的なところを押さえることができると思いました。

少し内容が早く飛びすぎた点があったかと思っておりますので、どうぞご遠慮なく、ここが分からなかったといった点を含めて、何でもご指摘いただければ幸いです。ここでとりあげたような違いをどう考えていったらいいかということについても、ぜひお知恵をいただければ大変ありがたいと思います。どうぞご清聴ありがとうございます。

白山 木村護郎クリストフ先生、大変に中身の濃い、また深い洞察を含んだご分析、そしてそのまとめ、大変ありがとうございます。恐らく、私のみならず多くの今日の参加者の方々が、先生の今日のご発表の内容を聞いて、さまざまなインスピレーションを受け取ったのではないかと思います。

それでは、ここで質疑応答の時間を少し取りたいと思います。チャットのほうからも質問がいくつか出ておりますが、では二つほど。北海道大学の清沢紫織さんから質問です。「<やさしいドイツ語>と少しづれますが、

ハンブルクのホームページに手話のページがあるのが大変ユニークだと思いました。ドイツの自治体のホームページでは、こういった取り組みはよくあることなのでしょうか。ご講演の中でも少し触れられましたけれども、先生、いかがでしょうか。

木村 何人かの方から手話に関するご質問をいただきました。バリアフリーという観点から、ドイツでは手話と「やさしいことば」がセットで出てくるんですね。この二つがバリアフリーの言語的な対応の主な手段として取り上げられているというのが、ドイツないし、おそらくヨーロッパでみられる状況だと思います。

白山 はい、ありがとうございます。それから、慶應義塾大学の境一三先生から、「私の知る限りでは、日本で<やさしい日本語>に関心を持っている人でも、他の国で<やさしいことば>が使われていることを知らない人が多いように思います。私自身も日独の<やさしいことば>しか見たり調べたりしたことがありませんが、その他の国・地域ではどのくらい広がりがあるのでしょうか」とのご質問が来ております。例えばEUで、あるいはドイツ以外のドイツ語圏諸国において違いがあるのかといったところで、もし、先生、ご存じでしたら教えていただければと思います。

木村 はい。最後に少し申し上げたように、今後こういった比較が大事になってくると思っています。バリアフリーの一環として言語面での対応が必要であるという発想は、ヨーロッパでは今、かなり共通してみられるのかなと思います。ただし、関連するEUの文書を見ると「やさしいことば」とは必ずしも書いていないんですね。言語面での対応をどう進めるかという点で、ドイツは「やさしいことば」を実体化するという方向に行ったんですけれども、それがほかの国でも同じかということ、必ずしもそうではないかもしれません。アメリカのPlain Englishに近いような、Plain Languageとも言いますが、平易なことば、いわゆる日本語で言うところの「分かりやすいことば」として広く捉える地域もあると思います。そのあたりの地域的な特徴がヨーロッパの中でどうなっているかということ、私は残念ながらドイツの例しか調べていないので分からないのですが、こういった共同研究もぜひできたらと思っております。

白山 それから、質問ではありませんが、やさしい日本語ツーリズム研究会代表の吉開章先生から、「驚くべき内容です。<やさしい日本語>の未来を大きく方向付けるものになると思います。情報保障は民間にとっても重要なテーマです。学識者、行政、民間と一緒に検討してい

く段階に入ったとみます」といったコメントが届いております。

木村 ありがとうございます。一言だけ申し上げると、ドイツの場合は、政府機関については義務化されていて、民間はいわゆる努力目標になる。日本の合理的配慮と似ていますが、民間に対してもどんどん取り入れてくださいということは言われているようです。大きな差がありますが、福祉関係はかなりやさしいことばが入っているかなという気がしています。

あと、一部ですが、博物館あるいは劇場といったところでも見られるようになっていきます。ゼミの学生が調べたところ、日本の劇場で「やさしい日本語」で案内しているところはありませんでしたが、ドイツの場合はあるということで、社会的な実装の違いというのも、今後の調査課題かと思えます。企業は日本のほうが取組が多いかもしれません。

白山 はい、ありがとうございます。それから、聖心女子大学の岩田一成先生からもコメントが届いています。「深く考えるきっかけを与えていただき、感謝です。〈やさしい日本語〉はもともと80年代、日本語教育のラジオ放送などでタイトルに使われており、日本では外国人向けという印象が強いのかなと考えながら拝聴しました」。

さらに、日本言語政策学会の会長である山川和彦先生から、「日本の最近の〈やさしい日本語〉は、経済活動に関連して語られることが多く、言語権としての認識が薄れている。Leichte Spracheの認識が教育の中でないことも問題です。言語社会学、言語政策の重要性があるのではないか」というコメントをいただいております。

木村 岩田先生のご指摘、大変興味深いです。随分古い話になるんですね。山川先生のご指摘も、まさにそのとおりだと思います。日本とは違って、やはり言語政策というほうに明確につながっていった、かつ、権利と結びついていったということがドイツの大きな特徴だと思いますし、そういう点、日本では実利のほうにいきすぎていて、権利ではなくて、むしろ企業にとって便利な対応になってしまうという面もあるのかなと思います。ドイツのような限定型と違って、日本の場合は拡散型によって広まるというプラス面と同時に、内容が薄まるというマイナス面もありそうです。

白山 ありがとうございます。それでは、ご発言をされたいという方、いらっしゃいますでしょうか。コメントでも結構ですし、もう少し時間がございますので、ご質問でもいいと思います。いかがでしょうか。

山本祐規子（筑波大学人文社会系准教授） もし誰もいらっしゃらなかつたら、一つお伺いしたいんですけども、よろしいでしょうか。

白山 はい、どうぞ。

山本 木村先生、ご講演ありがとうございました。筑波大学人文社会系の山本と申します。私は全然分野が違うので、本日のご講演はとても勉強になりました。冒頭に、英語だけで対応することがいかに乱暴なことであるかというお話がありましたが、本当にその通りだなと感じました。

1点、「やさしい言語」を作るというコンテキストの中で、「方言」というものがどのように扱われているのかかと思ひまして、ご質問させていただきたいと思ひます。

例えば、先ほどのお話の中にありましたように、老人が対象であるといった場合、認知症を持つ方、認知症ではないけど単に耳が遠いご年配の方にどんなことばを使っていくのがよいのか、という議論があると思うのですが、それに加えて、地方に住んでいるお年寄りの方は、普段、方言でしか話さないということもあると思うんですよね。そうなると、「方言」というのは、先ほどのお話の中で言う「市民に近いことば」の扱いになり、また議論も複雑になるのかな、と思ったりもしたんですが、いかがでしょうか。

木村 ありがとうございます。そうですね。方言の問題は、ドイツでも日本でもかなり話題になることだと思うんですけども、ドイツの場合は、「やさしいことば」については標準語の一形態であると開き直っています。

というのは、ドイツの場合は書かれたことばを中心に考えているので、書いたものとしては方言はあまり使われません。ですから、ドイツの場合は、規則化された標準語の一変種という位置付けになっているんです。日本的な「やさしいことば」でしたら、むしろ方言という対応も今後考える必要があるかもしれません。特に沖縄などの地方圏の場合は考えられるかなと思います。高齢者のことも今後の課題でしょう。

山本 ありがとうございます。

白山 ありがとうございます。また、やさしい日本語ツーリズム研究会代表の吉開章先生からは「この内容はこの学会での発表が初出ですか」というご質問がきています。木村先生、これはオリジナリティの非常に高いご発表内容だと思うんですが、今日のご講演が初めてでしょうか。

木村 今日初めてですので、ここで報告書を出していた

だけだと先ほど伺いましたので、そこに載るのが最初となります。より詳細な検討は、庵編著（準備中）に拙稿を掲載予定です。

白山 ありがとうございます。これまでの講演者の中でも、調査研究内容をまだ発表されていないにもかかわらず提供して下さったという先生もいらっしゃいます。そういう先生方の学術的な知見に対して、一刻も早く活字化して社会の共有財産にするという方針もあって、こちらのほうは活字化するというのでやっております。

特に私自身が今日の発表の中で考えたのは、国際比較というのは非常に重要だということと、あと、「やさしいことば」は誰のためのものかという今日のご発表のタイトルのとおりで、その対象の範囲設定に基づく「やさしい言語」の在り方というものが考えられるということですね。これは、吉開先生もコメントのほうでおっしゃっていましたが、「やさしい日本語」の今後の展開ということを考えて場合に、非常に重要なお指摘ではないかと思います。

ドイツとの比較を通じて、「やさしい日本語」の対象範囲を限定するという意味があるかと思えます。障がい者の方に限定するのか、高齢者の方に限定するのか、あるいは認知症の方々に限定するのか、さまざまな対象があるということで、その対象に応じた「やさしいことば」の在り方というものを、今後、考えていかなければならない。そういうご指摘は、本当に大切だと私も思えます。また、今後の日本社会の言語政策という観点からも非常に重要な論点だったのではないのでしょうか。

それから、東京国際大学の杉本篤史先生からご質問がきております。「<やさしいドイツ語>が認知症に有効であるという点、可能であればもう少し詳しくご教示いただけますか」とのことです。

木村 確かに、このことは日本では聞いたことがないんですけど、いかがでしょうか。認知症になった場合は、長い文章を読むことは難しいけれども、短くぱつと書いてあることだったら印象に残る、ないし対応できるということがあるということだと思います。役所に行くときに、自分で理解できるという意味で、ドイツの「やさしいことば」は社会参加という目的が中心にあるので、そういった意味で考えられているのだと思います。ドイツで「やさしいことば」で相続のパンフレットを出したら

短期間ですべてなくなったというんですね。これはきっと、学習障害者だけではなくて一般の人が、特に高齢者がたくさん持っていったのではないかとされていて、これまでの通常のことばだと相続の説明をされても何のことか分からないのが、「やさしいことば」で大変よく分かったということで、特に認知症までいなくても、高齢者にとって役に立ったという例がありました。これはむしろ「市民に近いことば」にもつながる事例かとも思いますが。

日本では、先に話のなかで触れましたように、自分の母語を見直すという意味の「やさしい日本語」の機能があるということが指摘されて多数派も当事者として位置付けようとしているんですけども、ドイツでは、その代わり、自分も年を取ったときに役に立つよねというかたちで、誰もが対象になりうるという論理展開をしているのかなという気もしています。重要なお指摘、ありがとうございます。

白山 ありがとうございます。

それでは、1時間にわたるご講演、そして、15分の質疑応答でコメントに対して木村護郎先生にお答えいただきました。本当にあっという間の1時間15分だったと思います。今日の先生のご講演を受けて、またいろいろな問題意識を持って私自身も「やさしい言語」について探究し、さらに理解を深めていきたいと思った次第です。また、多くの参加者の皆さまにも満足していただいた、素晴らしい内容のご講演だったと思います。本当にありがとうございました。

拍手ができなくて非常に困るのですが、「反応」のところに拍手のボタンがありますので、こちらで先生に対する感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。本日は、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、第22回「中央ユーラシアと日本の未来」公開講演会、「<やさしい言語>はだれのため？ - ドイツの Leichte Sprache (やさしいことば) から考える」を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

木村 ありがとうございます。コメントのほうもいろいろ書いていただいてありがとうございます。大変勉強になりました。

第22回「中央ユーラシアと日本の未来」公開講演会

「やさしい言語」はだれのため？

ドイツの leichte Sprache (やさしいことば) から考える



2021 3.12 金 16:00~17:15

上智大学外国語学部
ドイツ語学科 教授

木村 護郎クリストフ 氏



当日ライブ視聴できない本学学生・教職員の皆様のために
BandaBにて無料の動画配信を予定しております。
詳細は、講演会後下記 NipCA プロジェクト Website にて
お知らせいたします。

申込
方法

このオンライン講演会は、どなたでも無料でご参加いただけます。
左記 QR コードにて参加登録をすると Zoom meeting へ入室するための
URL が自動送信されます。

zoom



主 催：筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト (NipCA)」
共 催：日本言語政策学会多言語対応研究会
協 力：日本・中央アジア友好協会 (JACAFA),
筑波大学 グローバル・コモンズ機構, 国際室,
グローバルコミュニケーション教育センター社会貢献委員会,
スーパーグローバル大学事業推進室, 地域研究イノベーション学位プログラム,
人文・文化学群, 社会・国際学群,
科研基盤研究 (C) 社会実装のための多様な「やさしい言語」に関する総合的研究

問合せ：NipCA プロジェクト Website: <https://centralasia.jinsha.tsukuba.ac.jp/>
TEL: 029-853-4251 / Email: info@genis.jinsha.tsukuba.ac.jp

Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

JACAFA
Japan Central Asia Friendship Association

筑波大学
University of Tsukuba

©Bundesministerium für Soziales und Arbeit

http://www.gemeinsam-einfach-machen.de/SharedDocs/Downloads/DE/AS/UN_BRK/LS_EinRatgeber.pdf?__blob=publicationFile&v=2

筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト (NipCA)」主催
公開講演会シリーズ「中央ユーラシアと日本の未来」
第 22 回 「やさしい言語」はだれのため？
- ドイツの *Leichte Sprache* (やさしいことば) から考える -
上智大学 外国語学部 ドイツ語学科 教授 木村 護郎 クリストフ

2021 年 5 月 30 日

監 修 臼山 利信
編集・校正 梶山 祐治 (主担当)、山本 祐規子、谷越 祥子、笹山 啓
発 行 者 臼山 利信
発 行 所 筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト (NipCA)」
茨城県つくば市天王台 1-1-1
Tel: 029-853-4251
E-mail: info@genis.jinsha.tsukuba.ac.jp
Web: <https://centralasia.jinsha.tsukuba.ac.jp/>
印刷・製本 株式会社アイネクスト



筑波大学

University of Tsukuba

筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト (NipCA)」

〒305-8571 茨城県つくば市天王台 1-1-1 筑波大学

Tel. 029-853-4251

E-mail: info@genis.jinsha.tsukuba.ac.jp

Web: <https://centralasia.jinsha.tsukuba.ac.jp/>



公開講演会シリーズ第22回のテーマカラーは、国連が定めた17の「持続可能な開発目標 (SDGs)」のうち、「目標5. ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」のアイコンの色を基調としています。